

VII 平城京の東西市

平城京では東市は左京八条三坊に、西市は右京八条二坊にあるとされる。西市を同坊に考定する根拠は、そこが西堀河と考えられる秋篠川に沿う場所であること、「市田」の字名をのこしていること、地形上から三坊以西に比定するのは無理であることなどがその主なものである。一方、東市については、さきにものべたように天平勝宝7年および同8年の相模国調邸を造東大寺司に売却したときの文書に、同国調邸1町は左京八条三坊にあって、東市の西辺に位置するとあるから、左京八条三坊に東市があったことはまちがいない。さらに、正倉院旧蔵の文書で、現在京都知恩院が所蔵する天平勝宝初年の写経関係文書に、その位置を示す図面があって、三坊の中央六坪を占めることが判明する。ついでにいえば、この市図にこれを東市のものとする記載はいっさいなく、上のように、右京八条二坊に西市を考定してよければ、西市についてもあてはまるもののようである。いずれにしろ、平城京東西市の位置は、上記のように、ほぼ確定できるのである。

養老令によると、東西市は左右の京職に属する市司により運営管理された。市司の長官が掌るのは、財貨の交易(売買)、器物の真偽、度量衡、売買の估価(値段)とあるから、これらが市司の仕事の内容であった。市内で店舗をかまえ、店を実際に経営したのは、政府(市司)に登録して認可された「市人」あるいは「市籍人」とよばれる人たちである。彼らの員数や出身階層等がわかる史料はまったくないが、天平16年閏正月、恭仁京において遷都のことが詮議されたとき、政府はわざわざ高官を市に派遣して、市人等に都をどこにすべきかを尋ねさせているように、だれでもが市人の資格をもちえたのではなく、都の商業活動を担当することのできた特定の市人集団がいたことを上の史料は示している。彼らは7世紀以来の帝都を中心とする畿内経済のなかで、物資の調達を担当してきたこの地域の中亦豪族たちであったろう。

市は役人の退庁をまって正午に開かれる。そして日没前に、鼓を合図に閉じることが関市令にきめられている。

市の周囲には、築垣あるいは塀がめぐらされており、四面に一つづつの門が開かれていたらしい。日本霊異記には、平城京東市の東門からはいって、西門から出ていった人の話が載っている。

市内の店舗のことを、令文では中国の用語を借りて「肆」といっている。肆は和訓で「いちくら」というが、「くら」は呉床を「あぐら」というように、買い物を陳列する台を意味する。延喜式によると、平安京の東市に51、西市に33の肆があった。肆はいわば専門店で、米肆、絹肆などとよばれ、一種類の特定の品物を売る店である。両市に共通するものもあるが、どちらか一方に限られるものもあった。米、みそ、魚、海藻などの食料品、絹、布、縫衣などの衣料品、櫛、珠類などの装飾品、弓、箭などの武器、さらには馬、牛など、あらゆる品物が売られていた。役人たちの給料の基本は、布、絁であったから、彼らをそれをもって市内で日常生活物資を買いととのえた。

売る品物は、多く市人たちの商業活動によってもたらされたとおもわれるが、なかには政府の拂い下げ物資もあった。米の値段があがると、政府は官倉の米を放出して、米価を調整するなどのこともやった。

市の周辺には、調邸という諸国の物産会所があった。調邸は、調(租税)を現地でまかなうことができない場合に、必要物資を市で買いととのえるために設けられたものと解されている。調庸を運ぶ専当官となった郡司たちは、政府の禁止にもかかわらず、調庸物のほかに彼らの私物を運んで市で売りさばき、代価の銭を蓄えることをしたらしい。

一方京に住む貴族や大寺院は、市で品物を買うために、市の近くに出先(市庄)をおいた。東大寺の市庄が東市の西隣りの坪にあったことは前のべた。市はしかし、貴族階級だけのものではなかった。土木工事や、役所の雑役に駆使される都の周辺の庶民たちや、調庸などの租税を運んできた諸国の百姓(調脚と文献にみえる)にとっても、諸国の品物が豊富にならぶ市は、都のなかで唯一開かれた広場であったにちがいない。同時にしかし、市の周辺には、郷里に帰ることができず、飢餓に苦しむ諸国百姓が多くいたことを正史は伝えている。